

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和8年5月21日（令和8年（行個）諮問第199号）

答申日：令和8年9月30日（令和8年度（行個）答申第180号）

事件名：本人に係る調査報告書等の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）90条1項の規定に基づく訂正請求に対し、令和8年2月5日付け特定記号第8号により特定国税局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

保有個人情報の訂正を求める、処分庁の決定の取消を求める。

（2）審査請求の理由

ア 処分庁自らによる「記載事実の虚偽性」の追認

処分庁は本件報告書を『内部報告用』と位置付け訂正拒否決定を下したが、本件文書は滞納処分という権力的な実力行使の適法性を担保する唯一の記録であり、その内容は審査請求人の財産権および生存権に直結する。

このような侵益的処分の根拠資料において、『内部用であるから事実と異なっても訂正の必要がない』とする解釈は、法の目的に照らし、行政の無謬性を仮装するための法の濫用である。

処分庁は、本件訂正請求に対し「事実と異なると判断できる具体的な根拠がない」と主張するが、採用し得ない。

調査報告書において「帰属を確認した」と複数回記載し、「帰属の確認をした旨」の報告書まで作成しておきながら、結果として「帰属確認の瑕疵」を理由に差押え動産の返還を余儀なくされたことは、当該報告書の記載が客観的事実に反していたことを処分庁自らが自

認したに等しく、自ら処分を撤回しながら、その根拠となる行政文書の正確性を主張することは、明白な自己矛盾であり、事実誤認に基づく不当な決定である。

自ら処分を撤回しながら、その根拠文書の正確性を主張することは、行政法上の一般原則である「信義則（禁反言の原則）」に著しく反し、事実誤認に基づく不当な決定である。

本件報告書は滞納処分的事实を担保する唯一無二の公文書であり、その正確性は適正な公務執行の前提条件である。

法人の資金繰りを絶たせ、審査請求人の生活費を1円残らず差押え、破産を余儀なくさせた違法差押えに関する調査報告書の虚偽記載を放置することは、将来にわたって誤った情報に基づき不利益処分を再発させるリスクを孕んでおり、訂正は当然に『利用目的の達成に必要な範囲内』に含まれる。

処分庁は、返還という事実によって自ら記載の誤りを、現に知っているにもかかわらず、あえて訂正を拒絶する判断をした。

これは、客観的事実に反する公文書を維持し続けるという「継続的な職務義務違反」であり、国家賠償法1条1項の「故意」を構成するものである。

イ 「利用目的の範囲外」とする主張の失当（法解釈の誤り）

処分庁は、調査報告書が「統括官等への報告のために作成するもの」と、内部的な報告文書であることを理由に、審査請求人が訂正を要求する内容が「利用目的の範囲外」とであると主張するが、この解釈は失当である。

法92条が定める「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、単に事務効率を指すのではなく、行政運営の透明性確保と国民の権利利益の保護を目的とする。

本件報告書は、滞納処分という侵益的行政処分の「実質的根拠」をなす公文書であり、単なる内部資料に留まらない。

また、「内部資料」であっても、それが「将来の不利益処分の判断材料となり得る状態」にある限り、正確性の確保は法的な義務であり、「内部報告用だから間違いを放置してよい」という処分庁の解釈は、法が定める正確性確保義務を骨抜きにするものであり、法の潜脱であると断ずる。

虚偽記載を放置することは、将来の行政処分の誤用や、国家賠償請求訴訟において国が虚偽の証拠に基づき不当な弁論を行うことを助長するものである。

したがって、正確性の是正は当然に「利用目的の達成に必要な範囲内」に含まれる。

一律にテンプレートを用いて「範囲外」と断じる判断は、個別具体的な諸事実を全く考慮しておらず、裁量権の不行使、あるいはその逸脱・濫用である。

行政機関が保有する個人情報、単なる内部事務の資料に留まらず、将来的な不服申立てや国家賠償請求等における証拠資料となるべき公共性を有する。

虚偽記載を『内部用』として放置することは、行政運営の透明性を著しく損ない、国民の裁判を受ける権利を実質的に侵害するものである。

滞納処分という国民の財産権を侵害する強力な行政権限行使の基礎資料であり、違法処分という極めて重大な不当な執行の根拠資料であるため、正確性は不可欠である。

処分庁が主張する「適正な滞納整理事務の遂行」のためには、前提となる調査記録が真実であることも不可欠である。

不当な執行過程（帰属確認を怠った、無益な差押え、差押禁止財産の差押え、恫喝、不当な自宅への侵入、差押えと称し下着を触るハラスメント、手続き瑕疵等）を隠蔽し、虚偽の事実に基づいた記録を「適正な事務執行」の名の下に維持することは、法の目的を著しく逸脱するものである。

真実に基づかない記録を維持することに「行政上の合理性」は一切存在せず、本件拒否決定は裁量権の逸脱・濫用である。

したがって、真実に基づき記録を是正することは、当然に利用目的の範囲内である。

「これを訂正することは、調査報告書の利用目的の範囲を超えた訂正であるため、法９２条の訂正をしなければならない場合に該当せず、訂正しないこととしました」を、訂正拒否理由として繰り返しているが、法９２条の「事実でないときは、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正しなければならない」という文言に基づき、本調査報告書は、利用目的の達成に必要な範囲であり、事実でない以上、訂正は不可避である。

また、法が『正確性の確保』を義務付けているのは、行政が誤った情報に基づいて国民に不利益を及ぼすことを防止するためである。

本件報告書は、現に差押えという重大な侵益的処分の根拠として利用されており、その内容が虚偽であれば、事務の遂行自体が『不適正』であったことを意味する。

したがって、訂正は『適正な事務の遂行』そのものであり、処分庁が主張する「法９２条の訂正をしなければならない場合に該当しない」との解釈は誤りであり、考慮すべき諸事実（返還の事実、暴言、

提出済みの証拠等）を全く考慮せず、または不当に軽視してなされたものであり、この判断は社会通念上、著しく妥当性を欠くものである。

個別の証拠に対する具体的な評価を一切示さず、一律にテンプレートで回答することは、審査権の不行使であり、裁量権の逸脱・濫用であると断ずる。

処分庁は、本件報告書の記載（帰属確認の事実）を前提に処分の適法性を主張し、不服審判所をも欺罔しようとした。

しかし、その後の自主返還により、自らその前提事実が虚偽であったことを追認している。

一旦自ら否定した事実を、行政文書上のみ『真実』として維持し続けることは、行政法上の一般原則である信義則に著しく反し、自己都合による法律に違反した裁量権の著しい逸脱である。

ウ 理由付記義務違反および手続的瑕疵（行政手続法等の抵触）

本件拒否決定の理由は、単なる抽象的な定型文の羅列に過ぎず、審査請求人が提示した具体的な証拠と、調査報告書の記載がどのように整合するのかという、個別具体的な判断過程が一切示されていない。

これは、行政手続法および法等の趣旨に反する、明白な理由付記義務違反である。

最高裁は、昭和37年以来、現在まで、理由付記義務の制度の趣旨は、恣意的な判断に基づく行政処分を防ぐこと、つまり、実体的な誤りを予防することを判示していることに照らしても、理由付記義務違反は明白である。

審査請求人は訂正請求において、虚偽記載を裏付ける具体的な証拠を複数提示したが、これに対し、処分庁が個別の事案に照らした具体的反論を一切行わず、2種類の定型文を漫然と用いて却下したことは、行政手続法および法が求める「理由付記義務」を充足していない。

理由付記は、処分庁の恣意を抑制し、不服申立ての便宜を図るものであり、行政処分の理由は、具体的に提示されなければならない。

すなわち、2種類の定型文による理由は、審査請求権の実質的な侵害である。

「事実に反する根拠がない」と主張するのであれば、審査請求人が提出した証拠に対し、どの部分が「証拠がない」という判断に至ったのか、それぞれの証拠を元に具体的に提示すべきである。

明白な反証に対し、具体的な検討の跡も見られない本件決定は、最高裁判例が示す「恣意的判断の抑制」という理由付記の趣旨に照ら

せば、手続上も重大な瑕疵があり、取り消されるべきである。

また、正確な文書を作成し、適正に処分を行うべき公務員の職務上の注意義務にも明白に違反している。

訂正請求において具体的証拠が提示されたにもかかわらず、処分庁が再調査を放棄し、漫然と定型文を用いて訂正を拒否したことは、行政庁に課せられた客観的真実追求義務および職務上の注意義務に著しく違反する。

この拒否決定自体が、国家賠償法1条が定める『組織的な違法性』および『隠蔽の故意』を構成するものである。

エ 暴言の事実（「破産か死ぬか選べ」）および公序良俗違反

調査報告書において、動産の差押えが「納税義務者の回答に従って」行われた旨の記載が複数あるが、これは事実を歪曲した虚偽である。

実際には、担当職員より「死ぬか破産か選べ」「これで1円もなくなったから破産するしかない」といった、納税者の生存権（憲法25条）を脅かす威迫的な言辞がなされ、心理的強制の下で行われたものである。

審査請求人が具体的な態様を提示している以上、処分庁には再調査義務が生じる。

「事実と異なる証拠がない」とする処分庁の主張は、行政運営の透明性および客観性を担保すべき公文書管理法および法の趣旨を根底から覆す、組織的な不当介入であり、公文書に求められる高度な正確性と公共性を著しく損なっている。

行政庁の公文書は、執行過程における適法性・正当性を検証するための資料でなければならない。

このような重大な人権侵害を伴う発言の事実を隠蔽し、「正確性を期するため」として一部の都合の良い事実のみを抽出して記録することは、公文書の公共性に照らし許容されない。

また、処分庁は「このような事実はない」と主張しているが、職員への聞き取りを根拠として主張しており、統括官をはじめとする複数の職員が本調査報告書の虚偽記載ならびに違法差押えに加担していることから、主張に信憑性はない。

審査請求人は、この発言についての証拠を提出している為、訂正拒否決定の理由として証拠を示すべきである。

処分庁は、訂正拒否決定理由に「事実と異なる証拠がない」旨を記載しているが、証拠の有無と事実の存否は別物であり、審査請求人が具体的な態様を提示している以上、処分庁には具体的な反論または再調査の義務が生じる。

しかし、処分庁は調査結果を示すことなく定型文を訂正拒否決定の

理由としていることから、行政手続法および法等の趣旨に反する、明白な理由付記義務違反である。

オ 筆跡鑑定に基づく「公文書偽造・虚偽記載」の疑い

本件調査報告書2通は、作成名義人が異なるにもかかわらず、筆跡鑑定により日付の筆跡が同一であることが判明している。

また、差押調書は調査報告書の作成者3名とは異なる職員が作成しているが、差押調書の確認欄の日付の筆跡も2通の調査報告書の日付の筆跡と一致している。（差押調査の作成者と筆跡とは異なる）

これは、不服審判手続において自らの違法性を隠蔽すべく、事後的に書類を捏造した刑事罰（刑法156条）にも抵触し得る重大な職務違法を示唆するものである。

このような「客観的な偽造の疑い」がある文書を、なお「正確な記録」として維持し続けることは、法治国家における公文書管理の在り方を根底から破壊するものであり、行政の根幹を揺るがす背信行為でもある為、国家賠償法1条1項に規定される「違法な公権力の行使」に該当する。

当該報告書はその全体が信頼性を喪失しており、虚偽の疑いがある書面をもって「訂正の理由がない」と結論付けることは、法治国家における行政のあり方として断じて容認できず、当該報告書全体の信用性は完全に失われている。

同一筆跡による複数の行政文書への日付記載は、組織的な隠蔽工作を強く推認させるものであり、当該文書は公文書としての真正性も根本から喪失している。

これは単なる訂正の問題を超え、刑事罰（虚偽公文書作成罪）に抵触し得る刑事法上の疑義であり、このような不透明な文書を「正確な記録」として維持することは不当かつ違法である。

このような『不実の記載』を含む文書を訂正せず維持することは、虚偽公文書作成罪（刑法156条）という犯罪行為の結果を、行政庁が組織的に追認し続けるに等しい。

公務員には正確な文書を作成し、適正に処分を行うべき職務上の注意義務があるにもかかわらず、筆跡鑑定の結果は、この注意義務違反を通り越し、公務員の犯罪的行為を示唆するものであり、国家賠償法1条1項「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたとき」に該当する行為である。

本件訂正拒否決定により、審査請求人は虚偽の事実を記録されたまま放置され、法的な名誉を著しく毀損され続けている。

さらに、違法な差押えに起因する法人・個人の破産という回復困難

な損害が生じている現状において、その原因証拠たる公文書の虚偽記載を「故意に」放置することは、更なる違法行為を継続させるものに他ならない。

平成25年に国税庁長官が国税局長に通達した「徴収事務運営要領」には、

「不服申立て及び訴訟の結果は、納税者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、訟務事務の実施に当たっては、正確な事実関係の把握及び証拠保全を行うとともに、十分な法的観点からの検討、適時・適切な主張・立証に努め、迅速かつ的確に対応する。

1 不服申立事務

納税者からの不服申立てに対しては、納税者の権利・利益について簡易・迅速な救済を図るという制度の趣旨を踏まえ、不服申立て事案の処理に当たっては、公正な立場で適切な調査・審理を行うなど、適正・公正かつ迅速な処理に努める。」

と、記載があるが、処分庁はこの通達に従わず「公正な立場で適切な調査、審理」を行わず「適正、公正かつ迅速な処理」にも努めていない上に、調査、審理を怠り自らに不利にならないように不正に調査報告書を作成している。

国税不服審判所における不服申し立てに際し、審査請求人は処分庁である特定国税局の法の解釈の誤りを何度も指摘してきたが、本訂正請求においても法の解釈を誤っており、不当かつ違法行為を繰り返していることを鑑みるに、訂正拒否決定も法に基づかない、裁量権の逸脱が著しい決定であることは明らかである。

カ 矛盾挙動による信義則違反および「行政文書の真実性」の喪失

処分庁は当初から、本件報告書を「真実である」として、本件報告書を元にした答弁書を審判所に提出し、処分の適法性を強く主張し続けた。

処分庁は、本件差押えに係る審査請求の手続において、1年8ヶ月もの長期間にわたり一貫して「適法」を主張し続け、審査請求人が主張する「帰属の確認をしていない事実」に対しても、本調査報告書を元に「帰属の確認をした」と反論を続けてきた。

特に2025年12月の口頭意見陳述においては、訂正を拒否している本件「調査報告書」を朗読し、その記載内容が真実であることを前提に、処分の適法を改めて強く主張し、帰属の確認についても、調査報告書を朗読し、「適切に行った」「瑕疵はない」と主張した。

しかしながら、その1ヶ月後に一転して「帰属の確認が不十分」という理由で、処分を是正し、全動産の返還を決定した事実は、当該報告書の依拠する事実関係が根本から崩壊していたこと、朗読内容

が虚偽であったことを自ら露呈したものである。

行政庁が自ら「正しい」として朗読した公文書の内容を、直後の返還決定によって事実上否定しながら、なおも当該文書の訂正を拒むことは、行政法上の一般原則である「信義則」に著しく反し、国民の行政に対する信頼を根本から破壊するものである。

事実に反することが確定した報告書をそのまま維持することは、もはや行政文書としての証明力を喪失しており、記録を維持する合理性は微塵も存在しない。

処分庁は、本件報告書を適法の根拠として国税不服審判所を欺き続けながら、その虚偽性が露呈するや否や、文書の訂正のみを拒むという極めて不誠実な対応に終始している。

これは、行政庁としての自己責任を放棄し、自己矛盾した主張を繰り返すものであり、信義則上の禁反言の原則に照らし、許容される余地はない。

調査報告書に記載してある内容が事実であれば、「帰属の確認が不十分」という理由での自主返還には至らないことから、調査報告書に記載の「帰属の確認」に関する全ての記載が、虚偽または事実ではないことは明白である。

キ 国税庁による指導および上級庁としての審査義務

本件差押処分については、国会議員および県議会議員から国税庁に対し、二度にわたり、行政手続き瑕疵が明白な不当な差押えに対する抗議、事実確認、差押えた動産の速やかな返還の要請が行われている。

これを受け、上級庁である国税庁は処分庁（特定国税局）の違法・不当な執行を認め、実質的な「指導」を行った結果、返還決定に至ったものである。

本審査請求の裁決機関である国税庁は、自らが行った指導の経緯、すなわち「処分庁の判断には重大な誤りがあった」という事実を十分に認識しているはずである。

処分が違法、少なくとも適法という主張を維持できない瑕疵があった以上、その処分の正当性を裏付けるために作成された「調査報告書」が誤りであることは、論理的に必然である。

適法という主張が維持できないほど、執行に瑕疵があった以上、その前提となる調査報告書の訂正を命じることは、監督権限を有する国税庁の当然の義務である。

処分庁である特定国税局は、すでに述べたように国税庁長官の通達を遵守しておらず、公権力を行使する際に職務上尽くすべき注意義務、職務義務に違反し国民に「故意」に、不利益を被らせているこ

とから、国税庁が監督責任を果たしているとは言い難い。

したがって、国税庁は、処分庁が自らの非を隠蔽するために固執している「訂正拒否決定」に対し、上級庁としての監督責任を今度こそ果たし、客観的眞実に基づき、速やかに訂正を命じるべきである。

ク 結論

以上の通り、本件訂正拒否決定は、客観的証拠を黙殺し、実質的な審査を放棄してなされた「違法かつ著しく不当」な決定である。

虚偽の記録を「内部文書」という隠れ蓑で放置することは、事後的な行政検証を不可能にし、法の支配を形骸化させるものである。

本件訂正拒否決定は、単なる事実誤認に留まらず、以下の四点において著しく妥当性を欠く。

第一に、処分庁が自ら「適法」の根拠として朗読までした文書の誤りを、その後の返還決定によって自ら証明した点。

第二に、国会議員等の指摘を受け、国税庁自らが指導に動いたという外的な事実関係が、報告書の虚偽性を裏付けている点。

第三に、虚偽の事実を記載した公文書を放置することは、適正な税務行政の確保という法の目的を逸脱する点である。

第四に、違法性を隠蔽するために作成された疑義がある当該文書は、虚偽公文書作成罪に抵触している可能性が非常に高く、またこの文書を朗読し「適法」を主張した処分庁の該当職員、答弁書を作成した職員は虚偽公文書行使罪を問われるべきであるが、訂正することにより、これらを処分庁自らが認めることになるため訂正拒否をしたものと推察される。

よって、自己防衛の為に、法を侵し、裁量権を逸脱した決定にほかならない。

処分庁の「利用目的の範囲外」という形式的な弁明は、これら重大な事実関係の前には何ら法的説得力を持たない。

行政機関が保有する個人情報、事後的な検証（審査請求や訴訟）の基礎となるものである。

訂正するか否かの判断において、行政側には一定の裁量があるとされるが、本件訂正拒否決定は、「客観的に虚偽であることを示す証拠」があるにもかかわらず訂正を拒むことは、「考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮した」ものであり、社会通念上著しく妥当性を欠くしている。

客観的証拠を無視し、実質的な審査を放棄した判断の過程および結果に重大な過誤があるため、裁量権の逸脱・濫用として取り消されるべきである。

本件訂正拒否決定は、単なる事実認定の誤りを超え、明白な証拠を

意図的に無視した組織的な隠蔽工作の一環と言わざるを得ない。

このような不当な決定が維持されるならば、日本の税務行政に対する国民の信頼は失墜し、法の支配は形骸化する。

よって、上級庁たる国税庁においては、速やかに本件訂正拒否決定を取り消し、事実即した訂正を命ずる裁決を求めるものである。

また、処分庁に対し、度重なる違法行為を厳格に指導すると共に、統括官をはじめとする違法行為を命令した職員、加担した職員を懲戒処分に所するよう強く要請する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

特定国税局長（処分庁）が法82条1項の規定に基づき開示した調査報告書及び滞納整理事績（詳細）に記載された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、審査請求人が法90条1項の規定に基づく訂正を求めた（以下「本件訂正請求」という。）ところ、処分庁は、令和8年2月5日付特定記号第8号により、訂正しない旨の決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、本件対象保有個人情報を不訂正とした原処分の取消しを求めるものであることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

（1）訂正請求対象情報該当性について

訂正請求については、法90条1項において、同項1号又は2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解されている。

本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が法に基づく保有個人情報開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法90条1項1号に該当する。

また、諮問庁において、本件対象保有個人情報を確認したところ、本件訂正請求に係る部分には、特定国税局の徴収職員が滞納整理において、審査請求人から聞き取りを行った内容等の要旨が記載されており、法90条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当する。

（2）訂正の要否について

ア 調査報告書について

調査報告書は、滞納整理において必要がある場合に、質問検査等の一環として、徴収職員が滞納者等に対し質問し、それに対し滞納者等から回答を受けた事項等のうち、滞納整理をする上で重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を記録し、統括官等に報告するために作成することとされている。

上述を踏まえると、調査報告書は、事実関係の正確性を期する必要

はあるものの、飽くまでその要旨を記載し、上司である統括官等に報告するという体裁や内容からすれば、滞納整理時の応答状況を逐語的な正確さをもって記載することまでを求められているものではなく、徴収職員において、滞納者等から聴取した内容について、応答状況を踏まえて自ら理解したところを端的に記載することが求められているものであり、調査報告書に記載する項目、内容及びその記載の程度等は、当該目的に必要な範囲内において、国税当局の判断に委ねられているというべきである。

このため、滞納者等の意に沿わない表現が用いられたとしても、それが上記の調査報告書の性格に照らして許容できる範囲内であれば、法 9 2 条に基づく訂正義務を生じさせるものではない。

イ 調査報告書の訂正の要否について

審査請求人は、本件文書に誤った内容が記載されている旨主張して、別表 1 及び別表 2 に掲げる項番 1 ないし 6、8、10 ないし 12、14、16、18、19、23 ないし 35 部分（以下「本件不訂正部分 1」という。）並びに項番 7、9、13、15、17、20 ないし 22 部分（以下「本件不訂正部分 2」という。）につき、「訂正等を求める内容」欄のとおり訂正すべきと主張する。

しかしながら、審査請求人は本件不訂正部分 1 が事実でないとする具体的な根拠を示しておらず、国税当局の判断により調査報告書に記載された本件不訂正部分 1 の内容が事実ではなく訂正すべきと判断する理由はない。

また、本件不訂正部分 2 については、これを訂正することは、調査報告書の利用目的の範囲を超えた訂正であるため、法 9 2 条に基づく訂正義務を生じさせるものではない。

したがって、本件不訂正部分 1 及び本件不訂正部分 2 については、法 9 2 条に規定する保有個人情報の訂正義務があるとは認められない。

ウ 滞納整理事績（詳細）について

滞納整理事績（詳細）は、出張や署内面接等の滞納整理事務に従事した徴収職員が、その都度、滞納者等との接触事績、処分事績等の整理事績記事等を入力し、徴収システムにより起案するものであり、滞納者との面接時、電話応対時における資料として活用するために作成しているものである。

上述を踏まえると、滞納整理事績（詳細）の目的及び性質からすれば、滞納整理の過程における滞納者等とのやり取りを逐一記載するといったことは不要であり、滞納整理事績に記載する項目、内容及びその記載の程度等は、当該目的に必要な範囲内において、国税当

局の判断に委ねられているというべきである。

このため、滞納整理事績に記載する項目、内容及びその記載の程度等が、当該目的及び滞納整理事績の性格に照らし、許容できる範囲内であれば、法 9 2 条に基づく訂正義務を生じさせるものではない。

エ 滞納整理事績（詳細）の訂正の可否について

審査請求人は、本件文書に誤った内容が記載されている旨主張して、別表 3 に掲げる部分（以下「本件不訂正部分 3」といい、「本件不訂正部分 1」及び「本件不訂正部分 2」と併せて「本件不訂正部分」という。）につき、「訂正等を求める内容」欄のとおり訂正すべきと主張する。

しかしながら、審査請求人は、本件不訂正部分 3 が事実でないとする具体的な根拠を示しておらず、国税当局の判断により滞納整理事績（詳細）に記載された本件不訂正部分 3 の内容が事実ではなく訂正すべきと判断する理由はない。

したがって、本件不訂正部分 3 については、法 9 2 条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当せず、訂正義務があるとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、これらの主張は上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、原処分において不訂正とした部分については、いずれも法 9 2 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないことから、原処分は妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 8 年 5 月 2 1 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年 9 月 2 8 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、別紙の本件対象保有個人情報について、別表 1 ないし別表 3 に記載した事項の訂正を求めるものであるが、処分庁は、当該訂正請求は法に基づく訂正義務を生じさせるものではないなどとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正の可否

について検討する。

2 本件対象保有個人情報の訂正の要否について

(1) 本件訂正請求

本件訂正請求は、審査請求人が開示決定を受けた「調査報告書」（2通）（別紙の1及び2）及び「滞納整理事績（詳細）」（別紙の3）の各記載（本件対象保有個人情報）に対してされたものである。

上記の「調査報告書」とは、特定税務署の職員が、税務上の滞納整理の状況を上司に報告するために作成した文書であり、開示された部分は、2通の「調査報告書」における、当該滞納整理の担当職員と審査請求人との間のやり取りの記載である。また、上記の「滞納整理事績（詳細）」とは、特定税務署の内部における当該滞納整理の状況を記載した文書であり、開示された部分は、特定税務署の担当職員の審査請求人との対応状況の経時的・具体的記載である。

(2) 訂正請求について

訂正請求については、法90条1項において、同項1号及び2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価、判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法92条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(3) 訂正請求対象情報該当性について

本件対象保有個人情報は、上記（1）のとおり、「調査報告書」（2通）及び「滞納整理事績（詳細）」に記載された情報であって、いずれも開示決定に基づき開示を受けた審査請求人の自己を本人とする保有個人情報であるから、法90条1項1号に該当する。また、その内容からみて、同条による訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

(4) 訂正の要否について

上記（１）のとおり、「調査報告書」は、特定税務署の職員が上司に事実を報告するために作成された文書であるから、当該職員が作成当時に認識した事実を記載するものであるところ、本件においては、その記載（項番１ないし３５）が、作成当時に担当職員が認識していた事実とは異なることについての具体的主張や根拠の提示はない。また、「滞納整理事績（詳細）」についても、上記（１）のとおり、これは特定税務署の内部における当該滞納整理の状況を記載した文書であるから、滞納整理について、特定税務署の担当職員が認識していた経過を記載するものであるところ、本件においては、その記載（項番３６及び３７）が、作成当時の担当職員の認識とは異なることについての具体的主張や根拠の提示はない。

また、「調査報告書」及び「滞納整理事績（詳細）」には、上記のようなこれら文書の目的、性質に照らせば、担当職員が調査により認識した事実を逐一記載しなければならないとはいえず、この目的、性質に沿って、担当職員が認識した事実を取捨選択し、整理して記載すれば足りるというべきである。そうすると、審査請求人が訂正すべきと主張する記載の一部（項番７、１１、１５及び２０ないし２２）については、仮に担当職員の認識が審査請求人の主張するとおりであったとしても、これを記載すべきであるとまではいえない。

以上によれば、本件訂正請求の対象（本件対象保有個人情報）は、いずれも法９２条により訂正しなければならない保有個人情報に該当するとは認められない。

３ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４ 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法９２条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないとして不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、同条により訂正をしなければならない保有個人情報に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙（本件対象保有個人情報）

- 1 令和6年5月23日付の特定国税局特定部門P特定役職A特定個人が作成した調査報告書
- 2 令和6年5月23日付の特定国税局特定役職B特定個人及び特定部門Q特定個人が作成した調査報告書
- 3 滞納整理事績（詳細）

別表 1 (別紙の 1 について審査請求人が訂正を求める部分)

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
1	1 枚目 1 の 4 行目	搜索開始を 宣言	削除	
				調査報告書は、 滞納整理事務にお いて必要がある場 合に、質問検査等 の一環として、調 査担当者が納税義 務者等に対し質問 し、それに対し納 税義務者等から回 答を受けた事項等 のうち、重要と認 められる事項につ いて、その事実関 係の正確性を期す るため、その要旨 を記録し、統括官 等に報告するため に作成するもので あり、請求人が訂 正を求めている内 容が事実と異な ると判断できる具 体的な根拠を認める ことはできないこ とから、訂正請求 には理由がないた め訂正しないこと としました。
2	1 枚目 1 の 5・6 行目	「変わりは ない。」と 申し立て た。	削除	
				同上
3	2 枚目の 3 行目	納税義務者 からは特に	訂正	納税者は子ども部屋には子
				同上

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
		返答はなかった。		どもの物しかないから触らないように申し立て、子ども部屋と寝室にあるものはもちろん、法人事務所のクローゼット内にも個人の物があると申し立てた。
4	2枚目3の14～16行目	法人事務所内の動産は、法人の財産目録を作成した上で、下記7及び11のとおり、納税義務者に対して、差押動産が「法人に帰属する物」なのか「納税義務者個人に帰属する物」なのかを確認させた上で、差し押さえた。	訂正	「帰属を確認することなく差押えた」 「帰属の確認の必要性を説明していない」
5	3枚目(3)の	差押えに当たっては、	訂正	帰属の確認は行っていない

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由	
		記載内容	訂正等を求める内容		
	1～3行目	上記（１）及び（２）のとおり、部屋ごとに納税義務者個人の財産目録を作成した上で、下記７及び９のとおり、納税義務者に対して、差押動産が「法人に帰属する物」なのか「納税義務者個人に帰属する物」なのか確認させた上で、差し押さえた。			
6	3枚目5の18・19行目	あくまで申出を聞くにとどめた（当方として特段の回答はしていない。）。	訂正	当方として、差押えると決定していると述べた。	同上
7	3枚目5の20・21行目	なお、「差押禁止財産」について、弁護士から問合せ	追加	左記の前に正確な時間を追記することにより訂正を求める。	訂正請求は、保有個人情報の事実について訂正しようとするものであり、調査報告書

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分			訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容		
		があったため、「差押禁止財産に該当すると判断した財産を差し押さえることはない。」旨伝えた。			は、滞納整理事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項等のうち、重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を記録し、統括官等に報告するために作成するものであることを鑑みると、これを訂正することは、調査報告書の利用目的の範囲を超えた訂正であるため、法 9 2 条の訂正をしなければならない場合に該当せず、訂正しないこととしました。
8	3 枚目 5 の 2 0 ・ 2 1 行目	「差押禁止財産に該当すると判断した財産を差し押さえることはない。」旨伝	訂正	「差押え禁止財産には該当しないと判断し差押えた」旨伝えた。	調査報告書は、滞納整理事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分			訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容		
		えた。			し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項等のうち、重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を記録し、統括官等に報告するために作成するものであり、請求人が訂正を求めている内容が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることはできないことから、訂正請求には理由がないため訂正しないこととしました。
9	4枚目6 (1)の 2行目	リビングでは、ソファ ー、シャン デリア、カ ウンター用 の椅子、こ たつを差し 押さえた。	訂正	リ ビ ン グ で は、ダイニン グテーブル、 ソファー、シ ャンデリア、 カウンター用 の椅子、こた つ、加湿空気 清浄機を扇風 機と誤認し、 差 し 押 さ え た。	訂正請求は、保有個人情報の事実について訂正しようとするものであり、調査報告書は、滞納整理事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
				事項等のうち、重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を記録し、統括官等に報告するために作成するものであることを鑑みると、これを訂正することは、調査報告書の利用目的の範囲を超えた訂正であるため、法９２条の訂正をしなければならない場合に該当せず、訂正しないこととしました。
10	4枚目6(1)の2～5行目	この他に換価価値のあると判断して差し押さえようとする他の物は、●●徴収官、●●徴収官及び本官が納税義務者に対して「誰の物か。」を質問し、納税義務者の回答に従っ	削除	調査報告書は、滞納整理事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項等のうち、重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を記録し、統括官

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分			訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容		
		て、納税義務者個人の財産目録又は法人の財産目録を作成して差し押さえた。			等に報告するために作成するものであり、請求人が訂正を求めている内容が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることはできないことから、訂正請求には理由がないため訂正しないこととしました。
1 1	4 枚目 6 (1)		追加	次の内容を追記する形で訂正を求める。 「納税義務者に対し、死ぬか破産かを選べ。破産をすれば法人滞納税は消滅すると告げた。令和 5 年 5 月 20 日付けの預金口座の差押え調書を渡し、これであるあなたは 1 円もなくなったから破産するしかないでしょ。と、告げた。」	同上
1 2	4 枚目 6 (3)	差押えに当たっては、	訂正	差押えに当たっては、上記	同上

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
		上記（１）及び（２）の部屋ごとに帰属ごと（法人及び納税義務者個人）に財産目録を作成した上で、下記７及び１４のとおり、納税義務者に対して、差押動産が「法人に帰属する物」なのか「納税義務者個人に帰属する物」なのか確認させた上で差し押さえた。 なお、和室とリビングとの間にあったダイニングテーブル（イスなし・折り畳み）については、下記７の時、リビングにお	（１）及び（２）の部屋ごとに差押えを決定し、財産目録を作成した上で、下記７及び１４のとおり、納税義務者に対して、差押動産が「法人に帰属する物」なのか「納税義務者個人に帰属する物」なのか確認をせず徴収職員の裁量で差押え、帰属も職員の主観で判断した。 なお、和室とリビングとの間にあったダイニングテーブル（イスなし：折り畳み）については、差押え禁止財産だと認識しながら差押えた。	

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
		いて、納税義務者から「個人の物。」との申立てを受けたことから、納税義務者個人に帰属する物として差し押さえた。		
1 3	4 枚目 6 (3)		追加	次の内容を追記する形で訂正を求める。 「代替となるローテーブルが存在するとの理由によりダイニングテーブルを差押え禁止財産ではないと判断したが、この判断は、ローテーブルの寸法計測や J I S 規格参照などの客観的根拠に基づくものではなく、徴収職員の主観的な判断によるものであった。」 訂正請求は、保有個人情報の事実について訂正しようとするものであり、調査報告書は、滞納整理事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項等のうち、重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を記録し、統括官等に報告するために作成するものであることを鑑みると、これを

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分			訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容		
					訂正することは、調査報告書の利用目的の範囲を超えた訂正であるため、法92条の訂正をしなければならない場合に該当せず、訂正しないこととしました。
14	5枚目 2・3行 目	「和室のダイニングテーブルは個人、その椅子4脚については、法人の物。」という申立てがあったが	訂正	和室のダイニングテーブルは子どもの学習机として使用していること、子どもの学習机は差押えないよう申立てがあったが、無視して差押えた。椅子4脚に対して帰属の確認はしなかった。	調査報告書は、滞納整理事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項等のうち、重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を記録し、統括官等に報告するために作成するものであり、請求人が訂正を求めている内容が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることはできないことから、訂正請求には理由がない

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分			訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容		
					め訂正しないこと としました。
1 5	5 枚目 8 (1)		追加	「データ移行 の開始時刻」 を追記するこ とにより訂正 を求める。	訂正請求は、保 有個人情報の事実 について訂正しよ うとするものであ り、調 査 報 告 書 は、滞納整理事務 において必要があ る場合に、質問検 査 等 の 一 環 と し て、調査担当者が 納税義務者等に対 し質問し、それ に対し納税義務者 等から回答を受けた 事項等のうち、重 要と認められる事 項について、その 事実関係の正確性 を期するため、そ の要旨を記録し、 統括官等に報告す るために作成する ものであることを 鑑みると、これを 訂正することは、 調査報告書の利用 目的の範囲を超え た訂正であるた め、法 9 2 条の訂 正をしなければ ならない場合に該 当せず、訂正しない こととしました。

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
1 6	6 枚目 9 の 4 ～ 7 行目	●●主査及び●●徴収官から、「納税義務者個人の物としての差押えを行う。」旨告げたところ、納税義務者からは「キャリーケースは法人事業で出張時に使用し、帽子等も法人事業でネット配信時の衣装として使用している。寝室ではあるが法人の物である。」との申立てがあったため、納税義務者個人の財産目録から法人の財産目録へ訂正した。	削除	調査報告書は、滞納整理事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項等のうち、重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を記録し、統括官等に報告するために作成するものであり、請求人が訂正を求めている内容が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることはできないことから、訂正請求には理由がないため訂正しないこととしました。
1 7	6 枚目 1 0 の 3 ～	物置下駄箱内の納税義	削除	訂正請求は、保有個人情報 の 事 実

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分			訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容		
	5行目	務者の靴等で、使用頻度が高く、保存状態のよくない物及び偽ブランド品と疑わしい物など（全体の1／2～1／3程度）を残して、日常生活に影響がないように差し押さえた。			について訂正しようとするものであり、調査報告書は、滞納整理事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項等のうち、重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を記録し、統括官等に報告するために作成するものであることを鑑みると、これを訂正することは、調査報告書の利用目的の範囲を超えた訂正であるため、法92条の訂正をしなければならない場合に該当せず、訂正しないこととしました。
18	6枚目10の8～10行目	●●特定専門官が「全て差押えをすることは	訂正	●●特定専門官が「無くても生きていける」と回答	調査報告書は、滞納整理事務において必要がある場合に、質問検査等

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由	
		記載内容	訂正等を求める内容		
		ない。」と回答し、納税義務者に対して、差押対象外とした靴等を確認させた。これに対する申立て及び他の動産小物の差押え及び帰属の確認に対する申立てはなかった。		し、「どれにしようかな～」と鼻歌を歌いながら差押え財産を選択した。納税義務者に対して、差押対象外とした靴等を確認させなかった。納税義務者が子ども靴は差押えないように申立てたが、聞き入れなかった。帰属の確認は行わなかった。	の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項等のうち、重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を記録し、統括官等に報告するために作成するものであり、請求人が訂正を求めている内容が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることはできないことから、訂正請求には理由がないため訂正しないこととしました。
19	6枚目11の3～7行目	●●徴収官が「全部確認しますか。」と促したところ、納税義務者は「しません。」と申し立てた。納税義務者	訂正	1点ずつ法人と個人の帰属を確認し財産の評価を行う徴収法の定めに反し、●●徴収官は、まとめて「全部確認しますか。」と言った。納税義務	同上

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
		の「服、イヤリングは安物だけど売れるのか、また、DVDは売れるの？」との問いに対し、●●徴収官は「価値があると判断した。」と回答した。これに対する申立て及び他の動産小物の差押え及び帰属の確認に対する申立てはなかった。		者は「出来ません」と申し立てた。納税義務者の「ピアスは安物だけど売れるのか、また、DVDは会社名が入っているが公売できるのか？」との問いに対し、●●徴収官は「価値があると判断した。」と法的に誤った回答をした。
20	7枚目13	(午後2:02)納税義務者の子供2人が帰宅した。	訂正	午後2:30以降納税義務者の子どもが帰宅した。その10分後、もう1人の子どもが帰宅した。
				訂正請求は、保有個人情報の事実について訂正しようとするものであり、調査報告書は、滞納整理事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分			訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容		
					から回答を受けた事項等のうち、重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を記録し、統括官等に報告するために作成するものであることを鑑みると、これを訂正することは、調査報告書の利用目的の範囲を超えた訂正であるため、法 9 2 条の訂正をしなければならない場合に該当せず、訂正しないこととしました。
2 1	7 枚目 1 4 (2) の 4 ～ 7 行目	その他の動産小物をダンボール箱に仮詰めした状態で、 ● ● 徴 収 官、 ● ● 徴 収 官 及 び 本 官 から 納 税 義 務 者 に 対 し て 確 認 を 求 め た が、 納 税 義 務 者 は 「 も う、 い い で	追加	左記の直前に次の内容を追記する形で訂正を求める。 「和室内のカメラは子どもの物だと再三申し立てがあったが、聞き入れることなく法人に帰属すると勝手に判断し差押えた。その他、ハンディ 2 台	同上

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
		す。」と申し立て、動産小物の差押え及び帰属の確認に対する申立てではなく、ダンボール箱内の動産小物の確認をしなかった。		も帰属を確認することなく法人に帰属すると勝手に判断し、差押えた。その際、ハンディカメラに入っていたSDカードの有無を確認せず、個人情報が入ったSDカードまで差押えた。財産目録にSDカードの記載をしなかった。また、ハンディカメラも個人に帰属すると申立てがあったが、対応しなかった。和室は、子どもが勉強したり遊ぶ部屋であり、法人の物は一切置いておらず法人に帰属するはずがないと再三の申立てがあったが、●●徴収官は、「それ

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
				はこっちが決める」と回答した。」
2 2	6 枚目 1 1 の 1 ・ 2 行目	2 階法人事務所（帰属確認） 差押対象の動産小物の財産目録を作成した後	訂正	2 階法人事務所と和室の動産の一部の差押対象の動産を合わせた財産目録を作成
				同上

別表 2（別紙の 2 について審査請求人が訂正を求める部分）

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
2 3	1 枚目 1 の 4 ・ 5 行目	捜索として「これから自宅内の捜索を行い、差押えを行う。」旨を宣言した。	削除	調査報告書は、滞納整理事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項等のうち、重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を記録し、統括官等に報告するために作成するものであり、請求人が訂正を求めている内容が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることはでき

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分			訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容		
					ないことから、訂正請求には理由がないため訂正しないこととしました。
24	1枚目1の7・8行目	「変わりはない。」との回答であった	削除		同上
25	2枚目2の3・4行目	納税義務者からは特に返答はなかった。	訂正	納税者は子ども部屋には子どもの物しかないから触らないように申し立て、子ども部屋と寝室にあるものはもちろん、法人事務所のクローゼット内にも個人の物があると申し立てた。	同上
26	2枚目3(1)の4行目	帰属の確認をさせたところ、	削除		同上
27	2枚目3(2)の4行目	「法人の物として差し押さえる。」旨を申し渡し、帰属の確認	削除		同上

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分			訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容		
		をさせた。			
28	2枚目3 (2)の 5～8行 目	多種多数の 動産がある ことから、 納税義務者 に対し「全 部確認しま すか。」と 促したところ、納税義務者からは 「しません。」との 申し立ての ほか、 「服、イヤ リングは安 物だけど売 れるのか、 また、DV Dは売れる の？」とい う質問があ ったもの の、差押え 及び帰属に 対する申立 てはなかつ た。	訂正	多種多様の 動産があつ たが、1点 ずつ法人と 個人の帰属 を確認し財 産の評価を 行う徴収法 の定めに反 し、1点ず つ確認する ことを怠り 「全部確認 しますか。」と言 った。その 際、クロー ゼット内の 防寒具や着 物などの帰 属の確認は しなかった。 納税義務者 の「ピアス は安物だけ ど売れるの か、また、 DVDは会 社名が入っ ているが公 売できるの か？」との 問いに対	同上

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
				し、●●徴収官は「価値があると判断した。」と法的に誤った回答をした。また、納税義務者が帰属の確認をしませんとしたことから、帰属の確認を省略し、職員の独断で帰属を判断した。
29	3枚目5(2)の2～8行目	上記4(2)の布団乾燥機と併せて、納税義務者に対して財産目録(「別紙5」として報告書末尾に添付する。)を提示し、「納税義務者個人の物としての差押えを行う。」旨申渡し、	削除	同上

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
		帰属の確認を求めたところ、納税義務者から、「キャリアケースは法人事業で出張時に使用し、帽子等も法人事業でネット配信時の衣装として使用している。寝室ではあるが、法人の物である。」との申立てがあった。 したがって、別紙5は納税義務者個人に帰属する財産から法人に帰属する財産へ変更し、法人の財産目録へ訂正した。		
30	3枚目7の6行目	差押え及び帰属に対する申立てはなかった。	訂正	●●特定専門官が「無くても生きていける」 同上

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
				と回答し、「どれにしようかな～」と鼻歌を歌いながら差押え財産を選択した。納税義務者が子どもの靴は差押えないように申立てたが、聞き入れなかった。帰属の確認は行わなかった。
3 1	4 枚目 (1) の 2～8 行 目	納税義務者 に対して、 財 産 目 録 (「別紙 7」として 報告書末尾 に添付する。)を提示し、 差し押さえ ようとする ダイニング テーブル 及びその 椅子を 「納税義務 者個人の物 として差し 押 さ え	訂正	納税義務者 に対して、 財 産 目 録 (「別紙 7」として 報告書末尾 に添付する。)を提示せ ず、差し押 さえよう とする ダイニング テーブル 及びその 椅子を 「納税義務 者個人の物 として差し 押さえる」
				同上

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
		る。」旨を 申し渡し、 帰属の確認 を求めたところ、納税 義務者は、 「和室のダイニングテ ーブルは個人 の物、その椅子4脚 については、法人の 物。」と申し立てた。 したがって、別紙7 の財産のうち、ダイ ニングテーブル用の 椅子は、納税義務者 個人に帰属する財 産から法人に帰属 する財産へ変更し、 納税義務者個人及 び法人の財産目録 を訂正した。	旨を申し渡 すことなく、帰属 の確認を怠った。 納税義務者は、 「和室のダイニ ングテーブルは子 どもの学習機であ る。差押禁止財産 ではないか」と、再 三申し立てたが、 これを聞き入れず 主観にて帰属を判 断した。	
32	4枚目 (2)の 2～5行	納税義務者 に対して、 財産目録	削除	同上

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
	目	（納税義務者個人に帰属する財産を「別紙8」として報告書末尾に添付する。）を提示し、差し押さえようとするスクリーマー及び掃除機を「納税義務者個人の物として差し押さえる。」旨を申し渡し、帰属の確認を求めたところ、納税義務者から、特に申立てはなかった。		
33	4枚目9（1）の2～5行目	納税義務者に対して、財産目録（納税義務者個人に帰属する財産を「別紙9」として報告書末尾	削除	同上

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
		に添付する。)を提示し、差し押さえようとするソフトウェア、シャンドリア、カウンター用の椅子及びこたつを「納税義務者個人の物として差し押さえる。」旨を申し渡し、帰属の確認を求めたところ、納税義務者からは、差し押え及び帰属に対する申立てはなかった。		
34	4枚目9(2)の2～4行目、5枚目の1～12行目	納税義務者に対して個別に「誰の物か。」を質問し、以下のとおり納税義務者の回答に従って、納税義務者個人	削除	同上

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
		の財産目録又は法人の財産目録を作成して差し押さえた。 イ 置き物、掃除機、扇風機及びダイニングテーブル（イスなし・折り畳み） 置き物をダンボール箱に仮詰めした状態で、納税義務者に対して財産目録（法人に帰属する財産（別紙７のダイニングテーブル用の椅子を含む）を「別紙１０」として報告書末尾に添付する。）を併せて提示し、差し押さえようと		

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
		する置き物及びダイニングテーブル用の椅子を法人に帰属する物として差し押さえる旨を申し渡した。 また、ダンボール箱に仮詰めした状態の掃除機及び扇風機、ダイニングテーブル（イスなし・折り畳み）を、納税義務者に対して、財産目録（納税義務者個人に帰属する財産を「別紙 11」として報告書末尾に添付する。）と併せて提示し、差し押さえようとする掃除		

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分			訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容		
		機、扇風機及びダイニングテーブル（イスなし・折り畳み）を納税義務者個人の物として差し押さえる旨を申し渡した。 納税義務者に対して、差押予定の置き物、掃除機、扇風機及びダイニングテーブル（イスなし・折り畳み）の確認を求めたが、納税義務者は「もう、いいです。」と申し立て、差押え及び帰属に対する申立てはなかった。			
35	5枚目10の5行目、6枚目	以上のとおり、今回、行った動産の差押えに	訂正	今回、行った動産の差押えについては、各動	同上

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
		ついては、各動産が保管されていた場所が納税義務者個人が使用している部屋なのか法人が使用している部屋なのかを基本として、納税義務者に各差押動産の現物を見せた上で、それぞれ「法人に帰属する財産」なのか「納税義務者個人に帰属する財産」なのかを納税義務者に質問及び確認を求める方法で行った。また、併せて、法人及び納税義務者個人の各「財産目録」を提示	産が保管されていた場所が納税義務者個人が使用している部屋なのか法人が使用している部屋なのかを基本として、納税義務者に帰属の確認をすることなく、独断で差押えた。 「法人に帰属する財産」なのか「納税義務者個人に帰属する財産」なのかを納税義務者に質問及び確認を怠った。併せて、法人及び納税義務者個人の財産目録を提示することも怠り「法人に帰属する財産」な	

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
		し「法人に 帰属する財 産」なのか 「納税義務 者個人に帰 属する財 産」なのか を確認させ る方法によ り、差押動 産の帰属を 重ねて確認 を行った上 で差押えを 行った。		のか「納税 義務者個人 に帰属する 財産」なの かを確認す ることなく、違法な 手続きで差 押えを行っ た。

別表 3（別紙の 3 について審査請求人が訂正を求める部分）

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分		訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容	
36	右側 6・ 7 行目	動産の差押 えに当たり、代表者 に対し、滞 納法人又は 個人の帰属 を確認の上、差押え を実施（個 人に帰属す る財産は、 第二次納税 義務者の財 産として差 押え）	訂正	動産の差押えに 当たり、帰属の 確認を怠り、職 員の勝手な判断 で帰属を決定。 個人に帰属する 財産を法人財産 に帰属するとし て多数差押え た。
				滞納整理事績 （詳細）は、これ までの納税義務者 等に対する接触事 績、処分事績等の 詳細を記載し、納 税義務者等との面 接時、電話対応時 における資料とし て活用するために 作成するものであ り、請求人が訂正 を求めている内容 が事実と異なると 判断できる具体的 な根拠を認めるこ

項番	該当箇所	審査請求人が訂正を求める部分			訂正をしないこと とした理由
		記載内容	訂正等を求める内容		
					とはできないことから、訂正請求には理由がないため、訂正しないこととしました。
37	右側8～10行目	今後の法人及び個人の方向性として、弁護士から自己破産をしてはどうかとの話があった旨申立て（捜索途中に、代表者が特定法律事務所の弁護士に電話連絡していた）。代表者としての考えを聴取したところ、破産に向けた処理を進めるとの申立てがあった。	訂正	●●徴収官が破産か死ぬかすれば、滞納税の請求先がなくなる。破産か死ぬかしかない。全ての現金を差押えたから、あなたには1円もない。今後もまた差押える。破産すれば、第二次納税義務者のあなたへの督促もしない。など、納税義務者を数時間に渡り恫喝。破産するかしないかを再三聞いた結果、後日、破産する意向を聞き出した。破産をさせる目的を達成した。	同上